

3 「被害者支援連絡票」の活用について

【経過】

被害者本人が直接相談窓口で電話をすることについては、心理的にも非常にハードルが高く、また、相談できたとしても、万一心ない対応やたらい回し等があった場合は、二次的被害を受ける可能性も指摘されております。

一方、犯罪被害者等から相談を受ける支援団体においては、犯罪被害者等に対して行政機関による支援が必要であると考えられるケースであっても、どこの部局・窓口で橋渡しをしたらよいかの判断が難しく、総合窓口であるくらし安全安心課にその「橋渡し役」をお願いしたい旨の要望があったところです。

そこで、県くらし安全安心課において、内閣府の「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめを踏まえ、支援機関等と協議を行なった上、平成20年2月から「被害者支援連絡票」を作成し、その活用を図ることとしたものです。

【要領】

橋渡しを行うに当たり、「被害者支援連絡票」(※別添1)を使用します。その活用のイメージ図は別添のとおりです(※別添2、3参照)。

被害者支援連絡票(以下「連絡票」とする)の活用については、2通りのパターンを例示しています。

○パターン1

イメージ図(その1)に示したのは、(公社)被害者支援センターとちぎが相談を受理したケースです。

① (公社)被害者支援センターとちぎ(以下「センター」とする)は、通常の業務を通じて相談を受けたもののうち、犯罪被害者等に行政機関の支援が必要と史料されるもの又は被害者自身が行政機関の支援を望んでいるものについて、連絡票を作成する。

このうち、各市町で対応するものについては各市町の犯罪被害者等施策担当者に、その他(どこの行政窓口かわからない場合を含む)はくらし安全安心課に、相談番号を付して連絡票を送付(メール又はFAX)する。

② くらし安全安心課は、センターからの送付を受けて要望に対応する部局を選定し、橋渡しをする。

③ 連絡票を受理した担当部局又は市町は、その措置を早急に検討し、連絡票に記入の上、くらし安全安心課に回答する。

④ くらし安全安心課は、担当部局の回答(連絡票)をセンターに返信する。

⑤ センターは連絡票の返信を受け、相談者(犯罪被害者等)に対し、担当部局の紹介と相談・要望に対する措置を伝える(原則として措置まで記入済みの連絡票を渡す)。

⑥ 相談者又はその代理の者は、必要に応じ連絡票にあった担当部局に連絡して、直接担当者に対応してもらう。

○パターン2

イメージ図(その2)に示したのは、各市町等(関係機関・団体を含む)が相談を受理したケースです。

① 各市町等に相談者(犯罪被害者等)が直接訪れた場合において、相談の内容・要望から県又は関係機関の支援が必要と史料されるもの(被害者自身が支援を望んでいるものを含む)は、連絡票を作成して相談番号を付し、くらし安全安心課に連絡票を送信する。ただし、相談を受けた段階で、対応すべき県又は関係機関が明確であれば、直接その担当部局と連絡すればよく、県くらし

安全安心課を介する必要はない。連絡票の使用も任意である。

- ② 暮らし安全安心課は、相談受理市町からの送信を受けて要望に対応する部局を選定し、橋渡しをする。
- ③ 連絡票を受理した担当部局は、その措置を早急に検討し、連絡票に記入の上、暮らし安全安心課に回答する。
- ④ 暮らし安全安心課は、担当部局の回答（連絡票）を相談受理市町に返信する。
- ⑤ 相談受理市町村は連絡票の返信を受け、相談者（犯罪被害者等）に対し、担当部局の紹介と相談・要望に対する措置を伝える（原則として措置まで記入済みの連絡票を渡す）。
- ⑥ 相談者又はその代理の者は、必要に応じ連絡票にあった担当部局に連絡して、直接担当者に対応してもらおう。

【留意事項】

- 連絡票の作成に当たっては、相談者に対し本件の趣旨を説明し御理解いただくとともに、送信する内容についても承諾を得るようお願いいたします。
- 犯罪被害者等の相談・要望について、相談を受けた機関から先は匿名での取り扱いとなります（連絡票の記載事項自体に人定事項がなく、個人情報の保護に資するとともにより相談・要望しやすいようにするため）。
- 記載された内容によっては、個人を特定し得る場合も想定されますので、取り扱いには十分留意願います。
- 連絡票は関係者のみの取扱いとし、不必要な複製や回覧はしないよう願います。
- 措置を相談者に伝える（連絡票を渡す）際には、相談者が希望する形（例：郵送、メール、手渡し等）が望ましいと考えられます。
- ハンドブックに記載された各団体におかれましても、連絡票の趣旨を理解していただき、活用していただきますようお願いいたします。

【備考】

- ・ 犯罪被害者等支援の相談窓口一覧
⇒<http://www.pref.tochigi.jp/life/bouhan/anzen/resources/1194596406153.pdf>
- ・ 暮らし安全安心課メールアドレス
⇒kurashi@pref.tochigi.lg.jp
- ・ (公社) 被害者支援センターとちぎメールアドレス
⇒shien-2005@w6.dion.ne.jp

被害者支援連絡票

※ この連絡票は、支援機関においてスムーズな連携を図るために御記入いただくものであり、犯罪被害者等支援の目的以外には使用しません。

相談者または相談受理機関記入欄	相談年月日	平成 年 月 日	機関・ 団体名		相談 番号		
	被害概要	被害発生日	<input type="checkbox"/> 1月以内 <input type="checkbox"/> 半年以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		罪名等	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		続柄	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 被害家族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		被害現場	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	後遺障害	<input type="checkbox"/> 有（要介護） <input type="checkbox"/> 有（介護不要） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
行政機関に対する要望	具体的内容・要望						
	来所希望の有無（ <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない ）						
担当部局記入欄	受理年月日	平成 年 月 日	回答年月日	平成 年 月 日			
	担当部局 及び連絡先	<input type="checkbox"/> 栃木県庁 【 部 課 担当】 【担当者】 【電話】					
		<input type="checkbox"/> その他 【機関・部局名】 【担当者】 【電話】					
	要望に対する措置等						

※ 暮らし安全安心課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
-------	----------

返信年月日	平成 年 月 日
-------	----------

被害者支援連絡票

※ この連絡票は、支援機関においてスムーズな連携を図るために御記入いただくものであり、犯罪被害者等支援の目的以外には使用しません。

相談者または相談受理機関記入欄	相談年月日	平成 27 年 4 月 1 日	機関・ 団体名		相談 番号		
	被害概要	被害発生日	<input checked="" type="checkbox"/> 1月以内 <input type="checkbox"/> 半年以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		罪名等	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 傷害 <input checked="" type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		続柄	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 被害家族 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		被害現場	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	後遺障害	<input type="checkbox"/> 有 (要介護) <input type="checkbox"/> 有 (介護不要) <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()					
行政機関に対する要望	<p>具体的内容・要望</p> <p>私は〇〇市に住んでおりますが、先日家族が自宅アパートにおいて、見知らぬ男に殺されてしまいました。</p> <p>犯人は、警察に逮捕されておりますが、現場となった自宅にいます、どうしても事件のことを思い出してしまい、とてもつらいのです。</p> <p>引越を考えておりますが、〇〇市にある公営住宅に入居させてもらうことは可能でしょうか？</p> <p>入居できるのであれば、手続きに伺いたいと考えております。</p>						
	来所希望の有無 (<input checked="" type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない)						
担当部局記入欄	受理年月日	平成27年 4月1日	回答年月日	平成27年 4月2日			
	担当部局及び連絡先	<input type="checkbox"/> 栃木県庁 【 県土整備 部 住 宅 課 公営住宅 担当】 【担当者 ○ ○ 】 【電話 028-623-000】					
		<input type="checkbox"/> その他 【機関・部局名 〇〇市住宅課 】 【担当者 ○ ○ 】 【電話 02800-000】					
要望に対する措置等	<p>(回答例1)</p> <p>現在、県営住宅に空きがありますし、優先入居要領の中にも犯罪被害者等の優先入居を規定しております。</p> <p>後日、担当者に御連絡の上、手続きにおいでください。</p> <p>(回答例2)</p> <p>栃木県住宅供給公社に確認したところ、現在、県営住宅に空きはございませんでしたが、〇〇市の市営住宅には若干の余裕があるとのことですので、〇〇市の担当者に連絡を取ってみてはいかがでしょうか。</p>						

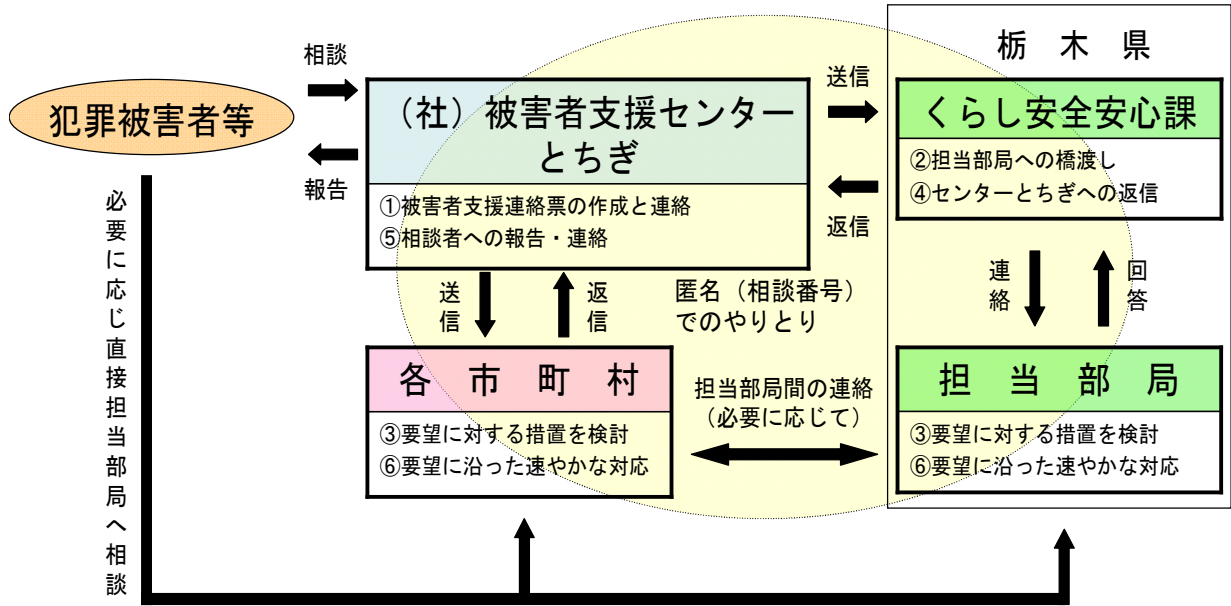
※ くらし安全安心課記入欄

受理年月日 平成**27**年 **4**月**1**日

返信年月日 平成**27**年 **4**月**2**日

被害者支援連絡票の活用イメージ (その1)

※ (社) 被害者支援センターとちぎで相談を受けた場合



被害者支援連絡票の活用イメージ（その2）

※ 各市町村等で相談を受けた場合

